

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

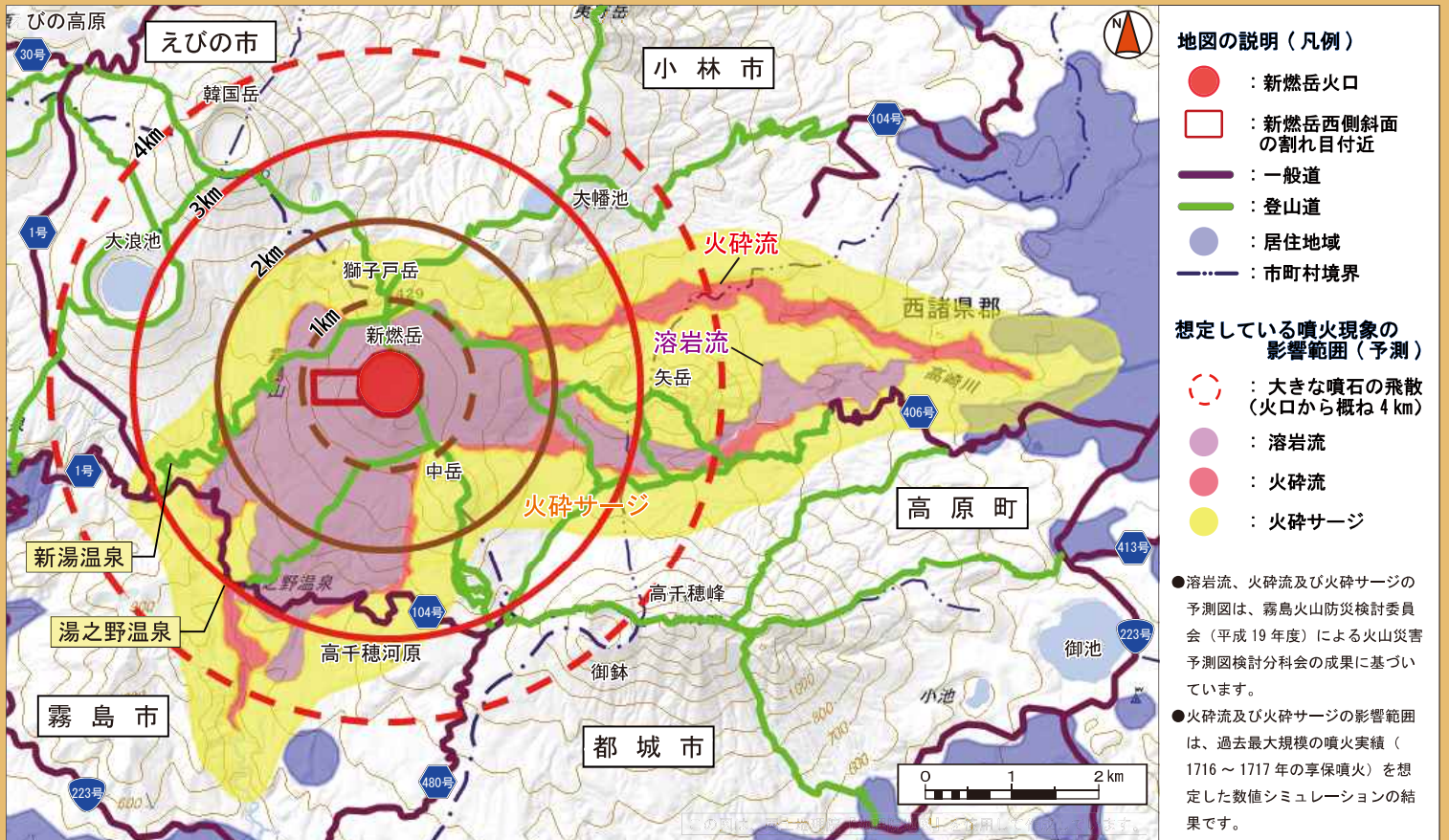
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

### 霧島山(新燃岳) 噴火警戒レベルと防災対応

- 下の図はレベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。
- レベル2及び3は、火山活動状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(高齢者等避難)又は5(避難)となります。(ただし、新湯温泉及び湯之野温泉では、レベル3での防災対応が必要となります。)



霧島山(新燃岳)火口 2017年10月23日に北西側上空から撮影九州地方整備局の協力による



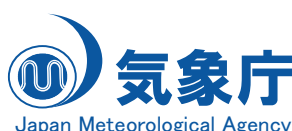
●噴火警戒レベルに応じて、下記のような防災対応がとられています。

- レベル5(避難) : 危険な居住地域からの避難。
- レベル4(高齢者等避難) : 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。
- レベル3(入山規制) : 火口から居住地域近くまでの立入禁止(規制範囲は火口から概ね3km ○、火山活動の状況により概ね4km ○)。
- レベル2(火口周辺規制) : 火口から概ね2km以内の立入禁止(規制範囲は火口から概ね2km ○、火山活動の状況により概ね1km以内 ○への立入規制)。
- レベル1(活火山であることに留意) : 状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。

■この図は、地元自治体と調整して作成しています。  
 ■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



**福岡管区気象台地域火山監視・警報センター**  
 TEL: 092-725-3606 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>  
 ■宮崎地方気象台 TEL: 0985-25-4032 <https://www.data.jma.go.jp/miyazaki/>  
 ■鹿児島地方気象台 TEL: 099-250-9916 <https://www.data.jma.go.jp/kagoshima/>



# 霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 過去事例なし ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 過去事例 過去事例なし
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 享保噴火(1716~1717年)の事例 1717年2月:火砕流が火口から約3kmまで流下
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	●火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 2008~2011年噴火の事例 2011年1月19日:霧島山を挟むGNSSの基線が伸びている中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火の発生 ●噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 2008~2011年噴火の事例 2011年2月1日:大きな噴石が火口から約3.2kmまで飛散 ▶ 警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 過去事例 2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日:火山性地震の増加 ●小規模な噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 2008~2011年噴火の事例 2010年7月10日:火砕サージが約300m流下 ▶ 警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況に応じ概ね1kmとなります。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる可能性(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

■ 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、鹿児島県及び霧島市にお問い合わせください。

■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧いただけます。  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>